

●事業所等開設・新規部門設置、子会社活用・設立、協同組合活用・設立による障害者雇用確認用資料

※該当する項目の□を黒く塗りつぶし、必要事項を記入してください。

<input type="checkbox"/> <b>事業所等開設・新規部門設置</b> [実施要綱第4条第1項第2号]					
事業所等の開設又は社内に新規部門を設け、新たな分野への進出、障害者の処理可能な業務の集約等により障害者雇用を推進し、2人以上の障害者（雇用障害者の算定方法による。）を雇用した市内中小企業等					
開設した事業所等又は新たに設けた新規部門の概要	新規開設・設置の区分	<input type="checkbox"/> 事業所等の開設 <input type="checkbox"/> 部門・部署等の設置			
	上記区分に係る名称（事業所名等）				
	分野・業務内容				
	設置時期	年 月 日			
	部門体制	雇用形態等	労働者数（人）	算定障害者雇用人数（人）	備考
		常用労働者（週の勤務時間30時間以上）			○本号に該当する場合、1人につき障害者雇用人数は1人として算定する。 ○重度身体障害者又は重度知的障害者については、1人の雇用をもって2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとして（1人を2人として）、計算する。 ※重度身体障害者・重度知的障害者の取扱いについては、以下同じ。
	短時間労働者（週の勤務時間20時間以上30時間未満）			○本号に該当する場合、1人につき障害者雇用人数は0.5人として算定する。	
	短時間労働者（週の勤務時間10時間以上20時間未満）			○本号に該当する場合、1人につき障害者雇用人数は0.5人として算定する。	
	期間労働者（週の勤務時間20時間以上）			○本号に該当する場合、障害者雇用人数は該当者の雇用期間の合計が12か月につき0.5人として算定する。	
	派遣労働者			○本号に該当する場合、障害者雇用人数は該当者の雇用期間の合計が12か月につき0.5人として算定する。	
	合計				

<input type="checkbox"/> <b>子会社活用・設立</b> [実施要綱第4条第1項第3号ア・イ・ウ]					
子会社特例、関係会社特例及び企業グループ算定特例を活用した子会社又は障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、その子会社で2人以上の障害者（雇用障害者の算定方法による。）を雇用した市内中小企業等					
活用し、又は新たに設立した子会社等の概要	子会社名				
	子会社の所在地・連絡先	電話番号			
	分野・業務内容				
	設立時期	年 月 日			
	部門体制	雇用形態等	労働者数（人）	算定障害者雇用人数（人）	備考
		常用労働者（週の勤務時間30時間以上）			○本号に該当する場合、1人につき障害者雇用人数は1人として算定する。 ○重度身体障害者又は重度知的障害者については、1人の雇用をもって2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとして（1人を2人として）、計算する。 ※重度身体障害者・重度知的障害者の取扱いについては、以下同じ。
	短時間労働者（週の勤務時間20時間以上30時間未満）			○本号に該当する場合、1人につき障害者雇用人数は0.5人として算定する。	
	短時間労働者（週の勤務時間10時間以上20時間未満）			○本号に該当する場合、1人につき障害者雇用人数は0.5人として算定する。	
	期間労働者（週の勤務時間20時間以上）			○本号に該当する場合、障害者雇用人数は該当者の雇用期間の合計が12か月につき0.5人として算定する。	
	派遣労働者			○本号に該当する場合、障害者雇用人数は該当者の雇用期間の合計が12か月につき0.5人として算定する。	
	合計				

**協同組合活用・設立** [実施要綱第4条第1項第3号エ・オ・カ]

事業協同組合算定特例を活用し、又は市内中小企業が半数以上参加する市内に事務所のある事業協同組合を活用・設立し、2人以上の障害者（雇用障害者の算定方法による。）を雇用した場合

活用し、又は新たに設立した事業協同組合の概要	組合の名称				
	活動内容				
	組合員数	社（市内企業数 社）			
	組合事務所の所在地・連絡先	電話番号			
	組合設立時期	年 月 日			
	組合事務局体制	雇用形態等	労働者数 (人)	算定障害者 雇用人数 (人)	備考
		常用労働者（週の勤務時間30時間以上）			○本号に該当する場合、1人につき障害者雇用人数は1人として算定する。 ○重度身体障害者又は重度知的障害者については、1人の雇用をもって2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとして（1人を2人として）、計算する。 ※重度身体障害者・重度知的障害者の取扱いについては、以下同じ。
短時間労働者（週の勤務時間20時間以上30時間未満）				○本号に該当する場合、1人につき障害者雇用人数は0.5人として算定する。	
短時間労働者（週の勤務時間10時間以上20時間未満）				○本号に該当する場合、1人につき障害者雇用人数は0.5人として算定する。	
期間労働者（週の勤務時間20時間以上）				○本号に該当する場合、障害者雇用人数は該当者の雇用期間の合計が12か月につき0.5人として算定する。	
派遣労働者				○本号に該当する場合、障害者雇用人数は該当者の雇用期間の合計が12か月につき0.5人として算定する。	
	合計				

上記記載内容に相違ありません。

年 月 日

事業所名  
役職名  
代表者氏名